

## 学校体育施設利用活動団体の紹介

現在町では4種目21団体が定期的に利用し、スポーツをとおして地域の交流と親睦を図っております。皆さんも地域のスポーツ参加して健康づくりを行いましょう。

◆団体に対するお問い合わせ  
町民体育館 (☎72-2518)

### 活動団体一覧

学校名(場所)	団体名	種目	活動曜日	活動時間
小野新町小学校	横町スポーツ愛好会	ビーチバレーボール	第1・2・4水曜日	19:30~21:30
	ビーチバレークイーンズ	ビーチバレーボール	第1~4週木曜日	19:30~21:30
	中通・荒町家庭バレーボールクラブ	家庭バレーボール	第1・3土曜日	19:30~21:30
雁股田分校	雁股田ビーチバレークラブ	ビーチバレーボール	第1~4週水曜日	19:30~21:30
	小野山神バレーボールクラブ	家庭バレーボール	第1・3土曜日	19:30~21:30
	菖蒲谷バレーボールクラブ	家庭バレーボール	第1・3土曜日	19:30~21:30
	雁股田バレーボールクラブ	家庭バレーボール	第1~4週土曜日	19:30~21:30
小戸神小学校	小戸神バレーボールクラブ	ビーチバレーボール	第1~4週金曜日	19:30~21:30
	小戸神スポーツクラブ	バレーボール	第1~4週土曜日	20:00~21:30
夏井第一小学校	夏井大杉スポーツ少年団	バレーボール	第1~4週月・水曜日	18:00~20:00
	〃	〃	第1~4週金曜日	18:00~19:30
	夏井ビーチバレーボール愛好会	ビーチバレーボール	第1・3木曜日	19:30~21:30
	夏井クラブ	家庭バレーボール	第1~4週金曜日	19:30~21:30
	みなみ	家庭バレーボール	第1~4週金曜日	19:30~21:30
飯豊小学校	飯豊バレーボールスポーツ少年団	バレーボール	第1~4週月曜日	18:00~20:00
	〃	〃	第1~4週金曜日	19:00~21:00
	飯豊剣道スポーツ少年団	剣道	第1~4週火曜日	19:00~21:00
	〃	〃	第1~4週土曜日	18:00~20:00
	飯豊スポーツクラブ	家庭バレーボール	第1~4週木曜日	19:30~21:30
	飯豊中バレークラブ	家庭バレーボール	第2・4木曜日	19:30~21:30
	吉野辺バレーボール愛好会	家庭バレーボール	第2・4木曜日	19:30~21:30
浮金小学校	浮金バレーボールスポーツ少年団	バレーボール	第1~4週月・水・土曜日	18:00~20:00
	浮金家庭バレーボール協会	家庭バレーボール	第1~4週火曜日	19:30~21:30
	浮金ビーチバレーボール協会	ビーチバレーボール	第1~4週金曜日	19:30~21:30

不法投棄 みんなでなくそう うつくしま

## 6月は不法投棄防止強調月間です

福島県では、毎年6月を不法投棄防止強調月間と定め、各種キャンペーンや重点パトロールを実施しています。不法投棄を未然に防ぐには、全町民が監視員となる必要があります。

- 突然大きな穴が掘られた。
- 数日前から穴を掘るための重機がある。
- 出入り場所に鉄板が敷かれた。
- 一定の場所を多数のダンプが通過していく。
- ダンプに会社名の表記がない。
- ナンバーを隠したダンプが集結している。

など、「不法投棄かな?」と思ったら下記まで通報をお願いします。

### 【通報先】

小野町役場町民課 ☎72-6933

小野警察署 ☎72-2121

※廃棄物を不法に投棄した者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条及び第25条の規定により「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金」が科せられます。

## 町民体育館よりお知らせ

6・7月の生涯スポーツ関係行事を記載しました。参加・観戦にご利用下さい。

6月	1日(火)	海洋センター プールオープン
	6日(日)	第33回行政区対抗壮年ソフトボール・家庭バレーボール大会
	28日(月)~7月2日(金)	第11回町民グラウンドゴルフ大会(ナイター)
7月	11日(日)	県民スポーツ郡大会(ソフトテニス競技)
	12日(月)~16日(金)	少年水泳教室
	22日(木)	小学生水泳大会

## 国民年金コーナー

国民年金保険料の納付書が社会保険庁から送られてきましたが、支払が困難なため、免除申請を考えています。どこに申請すればいいのですか。

保険料の免除の申請手続きは、住所地の市町村役場で行います。申請の際は、年金手帳と印鑑を持参してください。

免除申請をすると、社会保険事務所で所定の審査を行い、「全額免除」か「半額免除」または「非該当」のいずれかの決定がされ通知されます。「半額免除」の場合はさらに残り半額分の保険料の納付書が送付されます。

「半額免除」となった場合に残りの半額保険料を納めないでいると、その期間は未納期間となってしまう。そうすると将来の年金の受給要件や年金額に全く結びつかなくなりますので、きちんと納めるようにしてください。

なお、免除される期間は七月から翌年六月までの一年間で、毎年申請が必要になります。

詳しくは、郡社会保険事務所(☎〇二四一九三三三三三〇)または、役場保健課(☎七二六九三四)までお問い合わせください。